中高層建築物制度フロー

<事前公開制度編>

標識設置 (第7条) の届出の10日前まで

用途、建築面積、高さ、構造、階数など、建築物の概要を表示する。 設置場所は、原則として敷地内で道路に接する部分(2以上の道路に接 する場合はそれぞれの道路に接する部分)とし、確認表示(法89条)をする 日まで設置する。

標識の材質は木板、プラスチック板等で、縦1.2m、横0.9m

建築計画の概要 説明 (第8条)

<u>---</u><主な説明の内容 > 建築物の

> 敷地の形態及び規模 構造、規模及び用途 工事期間

工法、安全対策等 日影の影響

電波障害の影響

→ < 説明対象者等 >

隣接住民(中高層建築物の敷地境界線からの水平距離が10m以内の範囲 かつ中高層建築物の外壁又はこれに代わる柱の面からの水平距離が当該中 高層建築物の高さに相当する距離の範囲内の土地所有者)への説明義務(設 置届出前)(第8条第1項)

個別の説明又は説明会

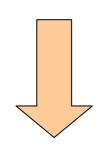
周辺住民(中高層建築物の外壁又はこれに代わる柱の面からの水平距離が 当該中高層建築物の高さの2倍に相当する距離の範囲内の土地所有者又は 電波障害を受けると認められる者)から説明の申出があったときの説明義務 (第8条第2項)

近隣関係住民(隣接住民及び周辺住民)から説明会の開催依頼あったときの 説明義務 (第8条第3項)

標識設置の届出 義務 (第9の1条) の手続の20日前まで

<主な添付書類> 隣接住民一覧表 説明実施報告書 標識設置等の写真

2部提出(1部は返却し、確認申請時に添付する。)



建築確認申請又はつ 計画通知 建築許認可申請

いずれか早い ものの手続

<弁明の機会の付与>

「公表」は、建築主等の社会的、道 義的責任を問うもので、制裁的な処分 であるため、相手方に対し弁明の機 会を与える。

<報告要請>

説明状況の報告を求める ことができる。

(第9条第3項)

<措置命令>

標識設置の届出をしないとき。 報告要請に従わない者に対す

る報告の命令 (第18条)

< 公表 >

第18条に規定する措置命令に従 わないとき。

標識設置届又は報告要請により求 めた報告に虚偽があったとき。 (第19条)

<公表の方法 > 市ホームページへの掲載 新聞等のマスコミへの情報提供